

＜陸上残土・管理を要する陸上残土処分委託契約者 各位＞

平成 31 年 4 月 1 日から受入基準の 項目が変更（1,2-ジクロロエチレン）になります！

日頃から大阪湾広域臨海環境整備センターを御利用いただき、厚く御礼申し上げます。
当センターでは、適正な廃棄物等の埋立処分を行うため、廃棄物等の契約申込時に当センターの受入基準に適合していることを分析結果により確認しています。

このたび、環境省において「土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令」が公布され、平成 31 年 4 月 1 日より施行されることから、当センター陸上残土及び管理を要する陸上残土の受入基準の項目においても「シスー 1・2-ジクロロエチレン」から「1・2-ジクロロエチレン」に変更となります。

つきましては、改正後の廃棄物等の受入れが円滑に進みますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

記

1. 対象となる廃棄物の種類：陸上残土、管理を要する陸上残土

2. 変更となる項目：現行・・・「シスー 1, 2-ジクロロエチレン」
改正後・・・「1, 2-ジクロロエチレン」

※ 現行の項目である「シスー 1, 2-ジクロロエチレン」に「トランスー 1, 2-ジクロロエチレン」が加わり、あわせて「1, 2-ジクロロエチレン」として基準が適用される項目となります。

3. 基準値及び測定方法：以下のとおり

基準等の名称	基準値	測定方法
汚染状態に関する基準 (土壤溶出量基準)	0.04mg/L 以下	＜検液の作成方法＞ 土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）付表に掲げる方法 ＜測定方法＞ 土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号）に掲げる方法

4. 基準の適用開始日：平成 31 年 4 月 1 日

5. 注意事項

平成 31 年度以降に陸上残土、管理を要する陸上残土の申込される方におかれましては、申込時に「1, 2-ジクロロエチレン」の分析をしていただき、分析結果表（計量証明書）の提出が必要となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

大阪湾広域臨海環境整備センター 本社 業務課
〒530-0005 大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号
(大阪中之島ビル 9 階)

TEL 06-6204-1722

E-mail gyoumu@osakawan-center.or.jp